

2021(令和3)年度 歯学部専門教育科目授業日程計画

月	曜日							備 考	月	曜日							備 考
	日	月	火	水	木	金	土			日	月	火	水	木	金	土	
4月					1	2	3	2日 入学式 9日 第1学期授業開始 29日 昭和の日 注:30日 木曜日の授業を行う	10月						1	2	1日 第3学期授業開始 1日 秋季入学者入学式
	4	5	6	7	8	9	10			3	4	5	6	7	8	9	
	11	12	13	14	15	16	17			10	11	12	13	14	15	16	
	18	19	20	21	22	23	24			17	18	19	20	21	22	23	
	25	26	27	28	29	30				24	25	26	27	28	29	30	
5月							1	3日 憲法記念日 4日 みどりの日 5日 こどもの日	11月		1	2	3	4	5	6	注:1日 水曜日の授業を行う 3日 文化の日 5日~7日 大学祭 23日 勤労感謝の日
	2	3	4	5	6	7	8			7	8	9	10	11	12	13	
	9	10	11	12	13	14	15			14	15	16	17	18	19	20	
	16	17	18	19	20	21	22			21	22	23	24	25	26	27	
	23	24	25	26	27	28	29			28	29	30					
	30	31															
6月			1	2	3	4	5	10日 第2学期授業開始(5年次) 11日 第2学期授業開始(5年次以外)	12月				1	2	3	4	2日 第4学期授業開始 25日~1月4日 冬季休業
	6	7	8	9	10	11	12			5	6	7	8	9	10	11	
	13	14	15	16	17	18	19			12	13	14	15	16	17	18	
	20	21	22	23	24	25	26			19	20	21	22	23	24	25	
	27	28	29	30						26	27	28	29	30	31		
7月					1	2	3	6日 CBT 注:19日 木曜日の授業を行う 22日 海の日 23日 スポーツの日 31日 OSCE	1月							1	1日 元日 10日 成人の日 注:13日 月曜日の授業を行う 14日 共通テスト実施に伴う臨時休講 15,16日 大学入学共通テスト
	4	5	6	7	8	9	10			2	3	4	5	6	7	8	
	11	12	13	14	15	16	17			9	10	11	12	13	14	15	
	18	19	20	21	22	23	24			16	17	18	19	20	21	22	
	25	26	27	28	29	30	31			23	24	25	26	27	28	29	
8月	1	2	3	4	5	6	7	8日 山の日 9日 振替休日 注:10日 月曜日の試験を行う 12日~16日 夏季一斉休業 24日~5年次は授業を行う	2月			1	2	3	4	5	11日 建国記念の日 23日 天皇誕生日 25,26日 一般入試(前期日程)
	8	9	10	11	12	13	14			6	7	8	9	10	11	12	
	15	16	17	18	19	20	21			13	14	15	16	17	18	19	
	22	23	24	25	26	27	28			20	21	22	23	24	25	26	
	29	30	31							27	28						
9月				1	2	3	4	20日 敬老の日 23日 秋分の日 24日 学位記等授与式	3月			1	2	3	4	5	12日 一般入試(後期日程) 21日 春分の日 25日 学位記等授与式
	5	6	7	8	9	10	11			6	7	8	9	10	11	12	
	12	13	14	15	16	17	18			13	14	15	16	17	18	19	
	19	20	21	22	23	24	25			20	21	22	23	24	25	26	
	26	27	28	29	30					27	28	29	30	31			
第1学期計	8	8	8	8	8	8	授業週数(含試験)	第3学期計	8	8	8	8	8	授業週数(含試験)			
第2学期計	8	8	8	8	8	8		第4学期計	8	8	8	8	8				

第1学期 4月9日~6月10日
 第2学期 6月11日~8月11日
 第3学期 10月1日~12月1日
 第4学期 12月2日~2月9日

休業日及び臨時休講を示す。
 他の曜日の授業を行う日を示す。
 気象警報等により休講とした場合の補講日を示す。
※補講については、授業担当教員が指定した日に行う。

2021年度行事予定表

1年次		2年次		3年次	
4/2	入学式 新入生オリエンテーション				
4/9	1学期授業開始	4/9	1学期授業開始	4/9	1学期授業開始
6/3	試 験	6/3	試 験	6/3	試 験
∩		∩		∩	
6/9	1学期授業終了	6/9	1学期授業終了	6/9	1学期授業終了
6/11	2学期授業開始	6/11	2学期授業開始	6/11	2学期授業開始
8/3	試 験	8/3	試 験	8/3	試 験
∩		∩		∩	
8/10	2学期授業終了	8/10	2学期授業終了	8/10	2学期授業終了
8/12	夏季休業	8/12	夏季休業	8/12	夏季休業
∩		∩			
9/30		9/30		9/30	
10/1	3学期授業開始	10/1	3学期授業開始	10/1	3学期授業開始
11/5~11/7	大学祭	11/5~11/7	大学祭	11/5~11/7	大学祭
11/24	試 験	11/24	試 験	11/24	試 験
∩		∩		∩	
11/30	3学期授業終了	11/30	3学期授業終了	11/30	3学期授業終了
12/2	4学期授業開始	12/2	4学期授業開始	12/2	4学期授業開始
12/25	冬季休業	12/25	冬季休業	12/25	冬季休業
∩		∩			
1/4		1/4		1/4	
1/5		1/5		1/5	
2/2	試 験	2/2	試 験	2/2	試 験
∩		∩		∩	
2/8	4学期授業終了	2/8	4学期授業終了	2/8	4学期授業終了
2/10	春季休業	2/10	春季休業	2/10	春季休業
∩		∩			
3/31		3/31		3/31	

4年次		5年次		6年次		
				4/1	診療参加型 臨床実習 *夏季休業は 担当教員より指示 [2班に分けて実施]	総合歯学演習
4/9	1学期授業開始	4/9	1学期授業開始			
6/3	試 験	6/3	試 験			
6/9	1学期授業終了	6/9	1学期授業終了			
6/11	2学期授業開始	6/10	2学期授業開始			
		6/25	試 験			
8/3	試 験	7/2	臨床技能実習			
8/10	2学期授業終了	7/31	共用試験 (CBT, OSCE)			
8/12	夏季休業	8/12~8/23	夏季休業			
9/30		8/24~8/31	臨床技能実習	9/30		
10/1	3学期授業開始	9/1	診療参加型 臨床実習	10/1	総合歯学演習	
11/5~11/7	大学祭					
11/24	試 験					
11/30	3学期授業終了					
12/2	4学期授業開始	12/28				
12/25	冬季休業	12/29	冬季休業	12/25	冬季休業	
1/4		1/3		1/4		
1/5		1/4	診療参加型 臨床実習	2/上旬	歯科医師 国家試験	
2/2	試 験					
2/8	4学期授業終了					
2/10	春季休業					
3/31		3/31	3/25	卒業式		

1. 沿革

1. 歯学部

- 昭和 52 年 4 月 創設準備室設置
- 昭和 52 年 4 月 創設準備室長に杉村事務局長を併任発令
- 昭和 53 年 4 月 創設準備室長事務取扱に稲臣医学部長が就任
- 昭和 53 年 5 月 創設準備室長に西嶋克巳教授が就任
- 昭和 54 年 10 月 歯学部設置
- 昭和 54 年 10 月 初代学部長に西嶋克巳教授が就任
- 昭和 54 年 10 月 口腔外科学講座設置
- 昭和 55 年 4 月 第1期生受入れ(定員 80 名)
- 昭和 55 年 4 月 口腔解剖学講座, 口腔生理学講座, 歯科矯正学講座及び歯科放射線学講座設置
- 昭和 56 年 4 月 口腔生化学講座, 口腔病理学講座, 口腔細菌学講座, 歯科保存学講座及び歯科補綴学講座設置
- 昭和 56 年 10 月 学部長に西嶋克巳教授が再任
- 昭和 56 年 12 月 学部校舎及び附属病院棟新営工事竣工
- 昭和 57 年 4 月 口腔解剖学第二講座, 歯科薬理学講座, 歯科理工学講座, 口腔外科学第二講座及び予防歯科学講座設置
- 昭和 57 年 4 月 専門課程の授業開始
- 昭和 58 年 4 月 歯科保存学第二講座及び歯科補綴学第二講座設置
- 昭和 59 年 4 月 小児歯科学講座設置, 18 講座となる
- 昭和 61 年 3 月 第1期生卒業
- 昭和 61 年 4 月 学部長に西嶋克巳教授が三選
- 昭和 63 年 4 月 学部長に加藤慶二郎教授が就任(入学定員 60 人となる)
- 平成 2 年 4 月 学部長に足立明教授が就任
- 平成 4 年 4 月 学部長に中後忠男教授が就任
- 平成 6 年 4 月 学部長に中井宏之教授が就任
- 平成 8 年 4 月 学部長に松村智弘教授が就任
- 平成 10 年 4 月 学部長に松村智弘教授が再任
- 平成 12 年 4 月 学部長に滝川正春教授が就任(入学定員 55 人となる)
- 平成 13 年 4 月 大学院医学研究科及び歯学研究科を統合し, 大学院医歯学総合研究科を設置(4専攻, 9講座, 歯学系 19 分野)
- 平成 14 年 4 月 学部長に永井教之教授が就任
- 平成 14 年 4 月 学士入学第1期生受入れ(入学定員5人)
- 平成 16 年 4 月 学部長に渡邊達夫教授が就任
- 平成 16 年 4 月 岡山大学は法人化され, 国立大学法人岡山大学となった
- 平成 17 年 4 月 大学院医歯学総合研究科及び大学院自然科学研究科(薬学系)を統合し, 大学院医歯薬学総合研究科を設置(5 専攻, 11 講座, 歯学系 19 分野)
- 平成 18 年 4 月 学部長に滝川正春教授が就任
- 平成 20 年 4 月 学部長に松尾龍二教授が就任
- 平成 22 年 4 月 学部長に松尾龍二教授が再任
- 平成 23 年 4 月 入学定員 48 人となる
- 平成 24 年 4 月 学部長に窪木拓男教授が就任
- 平成 26 年 4 月 学部長に窪木拓男教授が再任

平成 28 年 4 月 学部長に浅海淳一教授が就任
平成 29 年 9 月 応用情報歯学分野設置, 歯学系 20 分野となる
平成 30 年 4 月 学部長に浅海淳一教授が再任
令和 2 年 4 月 学部長に長塚仁教授が就任

2. 岡山大学病院 (歯科)

昭和 55 年 4 月 歯学部附属病院創設準備室設置
昭和 55 年 4 月 創設準備室長事務取扱に西嶋歯学部長が就任
昭和 55 年 4 月 医学部附属病院歯科口腔外科において, 矯正及び歯科放射線の暫定診療開始
昭和 55 年 4 月 創設準備室長に中後忠男教授が就任
昭和 56 年 4 月 医学部附属病院歯科口腔外科において, 保存及び補綴の暫定診療を開始
昭和 57 年 4 月 歯学部附属病院設置, 診療開始
保存科, 補綴科, 矯正科, 第一口腔外科, 第二口腔外科, 歯科放射線科, 予防歯科設置, 病床数 20 床
昭和 57 年 4 月 初代附属病院長に中後忠男教授が就任
昭和 58 年 4 月 第二保存科及び第二補綴科設置, 病床数 20 床増で 40 床となる
昭和 59 年 4 月 小児歯科設置, 10 診療科となる
昭和 59 年 4 月 附属病院長に中後忠男教授が再任
昭和 61 年 4 月 附属病院長に中後忠男教授が三選
昭和 63 年 4 月 附属病院長に井上清教授が就任
平成 2 年 4 月 附属病院長に山下敦教授が就任
平成 5 年 4 月 歯科麻酔科設置, 11 診療科となる
平成 6 年 4 月 附属病院長に村山洋二教授が就任
平成 7 年 11 月 中央診療施設として特殊歯科総合治療部を設置(院内措置)
平成 8 年 4 月 附属病院長に村山洋二教授が再任
平成 10 年 4 月 附属病院長に佐藤隆志教授が就任
平成 12 年 4 月 附属病院長に岸幹二教授が就任
平成 13 年 4 月 特殊歯科総合治療部を設置(省令施設)
平成 13 年 4 月 地域医療支援室を設置(院内措置)
平成 14 年 2 月 口腔インプラント外来, 顎関節症・口腔顔面痛み外来を設置
平成 14 年 4 月 附属病院長に岸幹二教授が再任
平成 14 年 12 月 卒後臨床研修センターを設置(院内措置)
平成 15 年 4 月 審美歯科外来を設置
平成 15 年 10 月 医学部附属病院及び歯学部附属病院を統合し, 医学部・歯学部附属病院を設置
平成 16 年 4 月 岡山大学は法人化され, 国立大学法人岡山大学となった
平成 19 年 1 月 医療法上の病院名を岡山大学病院, 岡山大学病院三朝医療センターと改称
平成 21 年 4 月 組織上の病院名を岡山大学病院, 岡山大学病院三朝医療センターと改称
平成 22 年 12 月 特殊歯科総合治療部を廃止し, 医療支援歯科治療部, スペシャルニーズ歯科センターを設置
平成 22 年 12 月 補綴科(クラウンブリッジ)をクラウンブリッジ補綴科に, 補綴科(咬合・義歯)を咬合・義歯補綴科に改称
平成 25 年 1 月 口腔検査・診断センターを設置
平成 27 年 5 月 口唇裂・口蓋裂総合治療センターを設置
平成 29 年 5 月 侵襲性歯周炎センターを設置
平成 30 年 10 月 デンタルインプラントセンターを設置

令和3年3月 歯科系診療科を4診療科(歯科, 口腔外科, 矯正歯科, 小児歯科)に改編し, 歯科の中に8歯科系部門(総合歯科部門, 保存歯科部門, 歯周科部門, 口腔インプラント科部門, 補綴歯科部門, 予防歯科部門, 歯科放射線科部門, 歯科麻酔科部門), 口腔外科の中に2歯科系部門(顎口腔再建外科部門, 口腔顎顔面外科部門)を設置

6. 学生の通学が困難となる事由が発生した場合における授業等の取扱いについて

〔平成21年9月16日〕
学 長 裁 定

改正 平成22年 1月27日
平成22年10月 5日
平成23年 2月16日
平成23年 3月15日
平成23年 3月31日
平成23年11月 1日
平成23年12月 6日
平成24年 4月24日
平成25年11月 5日
平成28年 2月16日
平成28年 6月 1日
平成30年 3月22日
平成30年11月 7日

岡山大学（以下「本学」という。）の学生の通学が困難となる事由が発生した場合における授業（定期試験を含む。以下同じ。）及び課外活動（以下「授業等」という。）の取扱いについて、次のとおり定める。

（定義）

第1 この取扱いにおける次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 休講 授業を取りやめることをいう。
- 二 公欠 一定の条件を満たすことにより、授業に出席したものとみなす取扱いとする授業の欠席をいう。
- 三 準公欠 一定の条件を満たすことにより、前号に準ずる取扱いとする授業の欠席をいう。
- 四 出席停止 学校保健安全法第19条に規定する出席停止をいう。

（特別警報又は気象警報が発表された場合等の取扱い）

第2 次の各号に掲げる場合の対応について、当該各号に定めるとおりとし、その取扱いは、別紙1に定めるとおりとする。

- 一 本学の所在地に特別警報又は気象警報が発表された場合 授業等を休講とする。
- 二 前号の警報は発表されていないが、気象状況又は交通機関の運行休止等により、学生の通学が困難となる可能性が高い場合 教育担当理事が兼ねる副学長の判断により、授業等を休講とすることがある。

（通学に利用する交通機関が運行休止になった場合等の取扱い）

第3 休講措置の対象となる気象警報は発表されていないが、その他の警報等により、通学に利用する交通機関が運行休止になった場合その他これに準じる理由により通学が困難な場合は公欠とし、その取扱いは、別紙1に定めるとおりとする。

(学生の親族が死亡した場合の取扱い)

第4 学生の親族が死亡した場合で、学生が、葬儀、服喪その他親族の死亡に伴い必要と認められる行事のために通学できない場合は公欠とし、その取扱いは、別紙2に定めるとおりとする。

(学生が感染症に罹患した場合等の取扱い)

第5 学生が、感染症に罹患した場合及び感染の拡大を防止するために本学の一部又は全部を休業する場合は出席停止及び公欠等とし、その取扱いは、別紙3に定めるとおりとする。

(学生が裁判員制度に基づき裁判所へ出頭する場合等の取扱い)

第6 学生が、裁判員制度に基づき裁判所へ出頭する場合その他証人、参考人等として裁判所その他官公署(以下「官公署」という。)へ出頭する場合は準公欠とし、その取扱いは、別紙4に定めるとおりとする。

(学生が骨髄移植のために骨髄液等の提供を行う場合等の取扱い)

第7 学生が、骨髄移植のために、配偶者、父母、子及び兄弟姉妹その他親族以外の者に、骨髄液又は末梢血幹細胞の提供(以下「骨髄液提供等」という。)を行おうとする場合であって、骨髄液提供等に必要な検査及び入院その他手続き(以下「入院等」という。)を行う場合は準公欠とし、その取扱いは、別紙5に定めるとおりとする。

(学生が災害ボランティア活動に従事する場合の取扱い)

第8 学生が、報酬を得ないで社会に貢献する自発的な活動として、日本国内又は国外において発生した災害に伴うボランティア活動(以下「災害ボランティア活動」という。)に従事する場合は準公欠とし、その取扱いは、別紙6に定めるとおりとする。

2 準公欠扱いの対象とする災害については、その都度、教育担当理事が兼ねる副学長が決定し、公示する。

(一授業科目当たりの準公欠の制限)

第9 一の授業科目について、準公欠扱いとすることができる回数は、当該授業科目の授業回数の3分の1を超えることができないものとする。

(雑則)

第10 第2から第9までに定めるもののほか、学生の通学が困難となる事由が発生した場合であって、学長が特別の事情があると認めるときの授業等の取扱いについては、その都度、学長が定める。

附 則

この取扱いは、平成21年 9月16日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成22年10月 5日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成23年 2月16日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成23年 3月15日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成23年11月 1日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成23年12月 6日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成24年 4月24日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成25年11月 5日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成28年 2月16日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成28年 6月 1日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成30年 3月22日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成30年11月 7日から施行する。

・ 気象警報等・交通機関の運休等 【休講, 公欠等】

I 本学の所在地（以下「キャンパス」という。）に特別警報及び気象警報（暴風警報, 暴風雪警報及び大雪警報に限る。ただし, 三朝キャンパスにあつては, 大雪警報を除く。以下特別警報とまとめて「気象警報等」という。以下同じ）が発表された場合

1 本学のキャンパスを含む地域に, 気象警報等が発表された場合の授業は, 次のとおり取り扱う。

一 昼間に開講する授業

イ 気象警報等が, 午前 6 時から午前 8 時 40 分（授業開始時刻）までに出ている場合は, 全ての授業を休講とする。なお, 気象警報等が, 午前 8 時 40 分までに解除されても, 全ての授業は休講とする。

ロ 授業開始後に気象警報が出された場合は, 次の時限以降の全ての授業を休講とする。特別警報が発表された場合は直ちに全ての授業を休講とする。

二 夜間に開講する授業

イ 気象警報等が, 午後 3 時から午後 6 時（授業開始時刻）までに出ている場合は, 全ての授業を休講とする。なお, 気象警報等が, 午後 6 時まで解除されても, 全ての授業は休講とする。

ロ 授業開始後に気象警報が出された場合は, 次の時限以降の全ての授業を休講とする。特別警報が発表された場合は直ちに全ての授業を休講とする。

2 対象となる気象警報等が発表されている地域

一 岡山市内にある本学の「津島キャンパス」, 「鹿田キャンパス」その他キャンパス及び玉野市並びに瀬戸内市にある本学のキャンパスで行われる授業については, 岡山地方気象台から発表の「岡山地域」又は「岡山県南部地域」あるいは「岡山県全域」

二 本学の「倉敷キャンパス」で行われる授業については, 岡山地方気象台から発表の「倉敷地域」又は「岡山県南部地域」あるいは「岡山県全域」

三 本学の「三朝キャンパス」で行われる授業については, 鳥取地方気象台から発表の三朝町を含む地域

四 上記以外の本学のキャンパスで行われる授業については, 当該キャンパスの所在地の管轄気象台から発表のその所在地を含む地域

注) 地域区分の内訳は, 以下のとおり。

岡山県全域	=	岡山県南部地域及び岡山県北部地域
岡山県南部地域	=	岡山地域, 東備地域, 倉敷地域, 井笠地域及び高梁地域
岡山県北部地域	=	新見地域, 真庭地域, 津山地域及び勝英地域
岡山地域	=	岡山市, 瀬戸内市, 玉野市及び吉備中央町（いずれかの市町村に気象警報等が発表された場合を含む。）
倉敷地域	=	倉敷市, 総社市及び早島町（いずれかの市町村に気象警報等が発表された場合を含む。）

3 休講の周知方法等

- 一 気象警報等が発表された場合は、速やかに休講の周知を行うものとし、この場合の休講の周知は、Gmail、学内掲示、本学のホームページ及びマスメディア等を通じて行うものとする。なお、授業開始後に気象警報等が出された場合は、学内掲示等により周知するとともに、授業中のものにあつては、授業担当教員を通じて周知するものとする。ただし、国立大学法人岡山大学職員就業規則第2条第1項第1号に規定する一般職員（以下「一般職員」という。）の勤務時間外に気象警報等が発表された場合は、翌勤務日の勤務時間内において、速やかに休講の周知を行うものとする。
- 二 前号にかかわらず、気象警報等の発表が、一般職員の勤務時間外において予想される場合は、Gmail、学内掲示及び本学ホームページにより、前2項に規定する休講の取扱いについて、あらかじめ周知するものとする。
- 三 気象警報等の発表後は、学生を学内の安全な場所で待機させることができるものとする。

4 課外活動の取扱い

休講措置が取られた場合、課外活動は全て禁止とする。

- II 休講措置の対象となる気象警報は発表されていないが、気象状況又は交通機関の運行休止等により、学生の通学が困難となる可能性が高い場合は、教育担当理事が兼ねる副学長の判断により、授業等を休講とすることがある。

その場合の休講の周知は、Gmail、学内掲示、本学のホームページ及びマスメディア等を通じて行うものとする。

- III 休講措置の対象となる気象警報は発表されていないが、その他の警報等により、通学に利用する交通機関が運行休止になった場合その他これに準じる理由により通学が困難な場合

- 1 休講措置の対象とならない気象警報等（注1）や交通機関の運行休止その他これに準じる理由（注2）により通学が困難な場合は、届出により、出席できなかった授業を公欠扱いとする。

注1 休講措置の対象とならない気象警報等とは…

上記Iの対象となる気象警報等以外の気象警報又は本学のキャンパス地域には気象警報等が出ていないが、学生が居住している地域に気象警報等が出て通学が困難な場合をいう。

注2 交通機関の運行休止その他これに準じる理由とは…

気象現象、事故等により、交通機関が運行休止し通学が困難な場合（交通機関の運行休止が見込まれ、通学することにより帰宅が困難になる可能性がある場合、道路等が遮断され、自宅から大学又は駅等に行くことが困難な場合を含む。）をいう。

2 公欠の届出

公欠の届出は、後日、別紙様式1「授業公欠届（気象警報等・交通機関の運休等）」により、学生が所属する学部等の教務担当へ、交通機関の運行休止を明らかにする書類とともに提出するものとする。（なお、根拠書類が提出できない場合は、状況を説明した理由書を添付すること。）

学部等の教務担当は、届出を受理した場合は、その写しにより授業担当教員へ連絡するものとする。

IV 休講及び公欠の授業の取扱い

- 一 休講として取り扱う授業については、後日、原則として補講を行うものとする。
- 二 公欠として取り扱う授業については、原則として補講は行わず、レポートやeラーニング等により授業担当教員が当該授業に相当する学習を課すものとする。ただし、授業担当教員の判断により補講を行うことがある。

・忌引き 【公欠】

- 1 学生が、葬儀、服喪その他親族の死亡に伴い必要と認められる行事（以下「葬儀等」という。）のため出席できなかった授業については、届出により、公欠扱いとする。
- 2 公欠となる親族の範囲
 - 一 配偶者
 - 二 1親等（父母，子）
 - 三 2親等（祖父母，兄弟姉妹，孫）
- 3 公欠となる期間

次に掲げる期間とする。なお、葬儀等のため遠隔の地へ赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数とする。ただし、特別な理由がある場合は、次の第1号から第3号までに定める起算日に関わらず、葬儀等が行われた日を含む次に掲げる期間とすることができる。

 - 一 配偶者の場合は、死亡した日から起算して連続7日（休日を含む。）の範囲内の期間
 - 二 1親等の場合は、死亡した日から起算して連続7日（休日を含む。）の範囲内の期間
 - 三 2親等の場合は、死亡した日から起算して連続3日（休日を含む。）の範囲内の期間
- 4 公欠の届出

公欠の届出は、葬儀等を終えた後、別紙様式2「授業公欠届（忌引き）」により、学生が所属する学部等の教務担当へ、会葬礼状等とともに提出するものとする。

学部等の教務担当は、届出を受理した場合は、その写しにより授業担当教員へ連絡するものとする。
- 5 公欠の授業の取扱い

公欠として取り扱う授業については、原則として補講は行わず、レポートやeラーニング等により授業担当教員が当該授業に相当する学習を課すものとする。ただし、授業担当教員の判断により補講を行うことがある。

・感染症 【出席停止，公欠等】

I 学生が感染症に罹患した場合

- 1 学生が，次表の感染症に罹患した場合は，医師の診断に基づき，出席停止とする。

種類	病名
第1種	エボラ出血熱，クリミア・コンゴ出血熱，痘そう，南米出血熱，ペスト，マールブルグ病，ラッサ熱，急性灰白髄炎，ジフテリア，重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。），鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る。），新型インフルエンザ等感染症，指定感染症，新感染症
第2種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）及び新型インフルエンザ等感染症を除く。），百日咳，麻疹，流行性耳下腺炎，風疹，水痘，咽頭結膜熱，結核，髄膜炎菌性髄膜炎
第3種	コレラ，細菌性赤痢，腸管出血性大腸菌感染症，腸チフス，パラチフス，流行性角結膜炎，急性出血性結膜炎その他の感染症（※）

※ 「その他の感染症」とは，感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症），マイコプラズマ感染症，溶連菌感染症及び本学において大規模な流行の兆しがあると判断した感染症とする。

本学において大規模な流行の兆しがある感染症については，保健管理センター長の意見に基づき，教育担当理事が決定し，公示する。

2 出席停止の期間

出席停止の期間は，次表の期間を基準に，医師に治癒したと診断されるまでとし，医師の発行する次の項目が記載された診断書（治癒証明書）に基づき措置する。

- 一 病名
- 二 罹患期間

感染症の種類	出席停止の期間
第1種	第1種の感染症に罹患した者については，治癒するまで。
第2種	第2種の感染症に罹患した者については，次の期間。ただし，病状により医師において感染のおそれがないと認めたときは，この限りでない。 イ インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）にあつては，発症した後5日を経過し，かつ，解熱した後2日を経過するまで。 ロ 百日咳にあつては，特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物

	<p>質製剤による治療が終了するまで。</p> <p>ハ 麻疹にあつては、解熱した後3日を経過するまで。</p> <p>ニ 流行性耳下腺炎にあつては、耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。</p> <p>ホ 風疹にあつては、発疹が消失するまで。</p> <p>ヘ 水痘にあつては、すべての発疹が痂皮化するまで。</p> <p>ト 咽頭結膜熱にあつては、主要症状が消退した後2日を経過するまで。</p> <p>チ 結核及び髄膜炎菌性髄膜炎にあつては、病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで。</p>
第3種	第3種の感染症に罹患した者については、病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで。

3 出席停止となった期間の授業の取扱い

学生が、出席停止となった期間に出席できなかった授業については、届出により、公欠扱いとする。

4 公欠の届出

公欠の届出は、別紙様式3「授業公欠届（感染症）」により、学生が所属する学部等の教務担当へ、医師が発行する罹患期間の記載された診断書（治癒証明書）（コピー可）とともに提出するものとする。ただし、インフルエンザに限り、発症日の記載された診断書（コピー可）及び「インフルエンザ経過報告書」の提出をもって、治癒証明書に代えることができる。

学部等の教務担当は、届出を受理した場合は、その写しにより授業担当教員へ連絡するものとする。

5 公欠の授業の取扱い

公欠として取り扱う授業については、原則として補講は行わず、レポートやeラーニング等により授業担当教員が当該授業に相当する学習を課すものとする。ただし、授業担当教員の判断により補講を行うことがある。

II 感染の拡大を防止するために本学の一部又は全部を休業する場合

- 1 感染症罹患者の発生に伴い、感染症の感染拡大を防止する目的で行う休業措置については、本学の危機管理対策に基づくものとする。
- 2 休業となった期間の授業の取扱いは、その都度、学長、教育担当理事及び関係者で協議の上、学長が決定するものとする。
- 3 休業の周知は、G m a i l、学内掲示、本学のホームページ及びマスメディア等を通じて行うものとする。

・裁判員制度 【準公欠】

- 1 学生が、裁判員制度に基づき、裁判員候補者として選任手続期日に裁判所へ出頭する場合及び裁判員（補充裁判員を含む。以下同じ。）として職務に従事する場合に出席できなかった授業については、届出により、準公欠扱いとする。
- 2 準公欠となる期間
準公欠となる期間は、次に掲げる期間とする。なお、遠隔の裁判所へ赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数とする。
 - 一 裁判員候補者として裁判所へ出頭する選任手続期日
 - 二 裁判員として審理に従事する日
 - 三 裁判員として評議・評決に従事する日
 - 四 裁判員として判決の宣告に立ち会う日
- 3 準公欠の届出
準公欠の届出は、裁判員としての職務を終えた後、別紙様式4により、学生が所属する学部等の教務担当へ、裁判所の発行する裁判員の職務に従事した期間の証明書とともに提出するものとする。ただし、選任手続期日に裁判所へ出頭し、裁判員に選任されなかった場合の準公欠の届出は、「裁判員等選任手続期日のお知らせ（呼出状）」に、当日出頭したことの証明を受けたものを提出するものとする。
学部等の教務担当は、届出を受理した場合は、その写しにより、授業担当教員へ連絡するものとする。
- 4 準公欠の授業の取扱い
準公欠として取り扱う授業については、原則として補講は行わず、レポートやeラーニング等により授業担当教員が当該授業に相当する学習を課すものとする。ただし、授業担当教員の判断により補講を行うことがある。

・その他証人、参考人等として官公署へ出頭する場合 【準公欠】

- 1 学生が、証人、参考人等として官公署へ出頭するために出席できなかった授業については、届出により、準公欠扱いとする。
- 2 準公欠となる期間
準公欠となる期間は、その用務に要する日数とする。なお、遠隔の官公署へ赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数とする。
- 3 準公欠の届出
準公欠の届出は、その用務を終えた後、別紙様式4により、学生が所属する学部等の教務担当へ、官公署の発行する当該用務に従事した期間の証明書又はその事実を証明する文書等とともに提出するものとする。
学部等の教務担当は、届出を受理した場合は、その写しにより、授業担当教員へ連絡するものとする。
- 4 準公欠の授業の取扱い
準公欠として取り扱う授業については、原則として補講は行わず、レポートやeラーニング等により授業担当教員が当該授業に相当する学習を課すものとする。ただし、授業担当教員の判断により補講を行うことがある。

・ **骨髄移植のための骨髄液提供等** 【準公欠】

- 1 学生が、骨髄移植のために、配偶者、父母、子及び兄弟姉妹その他親族以外の者に、骨髄液提供等を行おうとする場合であって、財団法人 骨髄移植推進財団に対してドナー登録を行った後、ドナー候補者又はドナーとなり、骨髄液提供等に必要な入院等のために出席できなかった授業については、届出により、準公欠扱いとする。
- 2 準公欠となる期間
準公欠となる期間は、次に掲げる期間とする。なお、入院等のために遠隔の医療機関等へ赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数とする。
 - 一 ドナー候補者として、確認検査等の説明及び確認検査を受ける日
 - 二 ドナー候補者として、骨髄液又は末梢血幹細胞採取に関する最終説明及び最終同意のために医療機関等に赴く日
 - 三 ドナーとして、骨髄液又は末梢血幹細胞採取前の健康診断を行う日
 - 四 骨髄液採取時に用いる自己血保存のための採血を行う日
 - 五 末梢血幹細胞採取前の顆粒球コロニー刺激因子（G-CSF）の注射を行う日
 - 六 骨髄液又は末梢血幹細胞採取に伴い入院する日
 - 七 骨髄液又は末梢血幹細胞採取後の健康診断を行う日
 - 八 その他骨髄バンク事業に関する手続等に必要となる日
- 3 準公欠の届出
準公欠の届出は、上記2に掲げる各期間の終了後、その都度、別紙様式5により、学生が所属する学部等の教務担当へ、財団法人 骨髄移植推進財団の発行する証明書とともに提出するものとする。
学部等の教務担当は、届出を受理した場合は、その写しにより、授業担当教員へ連絡するものとする。
- 4 準公欠の授業の取扱い
準公欠として取り扱う授業については、原則として補講は行わず、レポートやeラーニング等により授業担当教員が当該授業に相当する学習を課すものとする。ただし、授業担当教員の判断により補講を行うことがある。

・災害ボランティア活動 【準公欠】

- 1 学生が、災害ボランティア活動に従事するために出席できなかった授業については、下記6に定める所定の手続を経て、準公欠扱いとする。
- 2 対象となる災害
準公欠扱いの対象となる災害については、教育担当理事が決定し、別紙様式6-1により、その都度、公示するものとする。
- 3 保護者等の同意
災害ボランティア活動を希望する学生（以下「当該学生」という。）は、あらかじめ保護者等の同意を得て、自己の責任において、災害ボランティア活動に従事するものとする。
- 4 ボランティア団体への所属及び保険への加入
当該学生は、地方自治体又は各都道府県・市町村等の社会福祉協議会等のいずれかのボランティア団体の下で、災害ボランティア活動に従事するものとする。ただし、日本国外における災害ボランティア活動に従事する場合は、任意の非政府組織（NGO）又は特定非営利活動法人団体（NPO）等に所属し、その責任の下で、災害ボランティア活動に従事するものとする。
また、災害ボランティア活動に従事する際は、事前に、社会福祉協議会等が取り扱うボランティア活動保険に加入するものとする。ただし、日本国外における災害ボランティア活動に従事する場合は、現地での災害ボランティア活動及び天災に対応する然るべき保険に加入するものとする。
- 5 準公欠となる期間
準公欠となる期間は、一の学期において7日の範囲内とし、現地へ赴く場合の往復に要する日数を含むものとする。
- 6 準公欠の手続
準公欠の手続は、次のとおりとする。
 - ① 当該学生は、災害ボランティア活動のために現地に赴く前に、指導教員等へ、別紙様式6-2「災害ボランティア活動届出書」及び別紙様式6-3「学生の災害ボランティア活動による授業欠席に係る準公欠の取扱いについて（依頼）」を提出するものとする。
 - ② 指導教員等は、当該学生から提出された別紙様式6-2及び別紙様式6-3の内容を確認の上、授業への影響等を考慮して教育的指導を行い、当該災害ボランティア活動が適当であると認めるときは、これを許可するものとする。
 - ③ 当該学生は、指導教員等の確認を得た後、所属する学部等の教務担当へ、別紙様式6-2及び別紙様式6-3を提出するものとする。
 - ④ 学部等の教務担当は、当該学生から提出された書類が適切に記入されていること及び社会福祉協議会等が取り扱うボランティア活動保険に加入済みであることを確認の上、受領した後、必要に応じて、関係教務委員会等へ報告するものとする。
 - ⑤ 当該学生は、災害ボランティア活動終了後に、別紙様式「災害ボランティア活動報告書」を、学部等の教務担当へ提出するものとする。
なお、災害ボランティア活動において事故にあった場合は、事故報告書（様式任意）を併せて提出するものとする。
 - ⑥ 学部等の教務担当は、当該学生から提出された証明書等を確認した後、別紙様式6-3を複写し、授業担当教員へ通知するとともに、必要に応じて、関係教務委員会等へ報告するものとする。
- 7 準公欠の授業の取扱い
準公欠として取り扱う授業については、原則として補講は行わず、レポートやeラーニング等により授業担当教員が当該授業に相当する学習を課すものとする。ただし、授業担当教員の判断により補講を行うことがある。

8. 岡山大学歯学部大学卒業生・中退者の単位認定に関する申合せ

(平成19年6月12日開催 教授会承認)
(平成23年2月14日開催 教授会承認)
(平成25年1月15日開催 教授会承認)
(平成28年2月 8日開催 教授会承認)
(平成29年3月13日開催 教授会承認)
(平成31年3月18日開催 教授会承認)
(令和 2年3月 9日開催 教授会承認)

歯学部規程第17条に定める入学前の既修得単位の認定は、次の基準による。

I 教養教育科目

認定できる授業科目の区分及び認定単位は次のとおりとする。

ただし、第2年次編入学（学士入学）者については、高年次教養科目を除く教養教育科目30単位を認定する。

1 実践知・感性科目，汎用的技能と健康科目

(1) 実践知，芸術知

実践・社会連携科目及び芸術系科目の中8科目8単位までを認定することができる。

(2) 情報教育

情報リテラシー系科目及びICT（Information & Communication Technology）系科目 認定することがある。

(3) キャリア教育

キャリア教育・学生支援系科目 認定することがある。

(4) 健康・スポーツ科学

健康・スポーツ科学 認定することがある。
スポーツ実習（する・みる・支える） 認定しない。

(5) アカデミック・ライティング

アカデミック・ライティング科目 認定することがある。

(6) 数理・データサイエンス

数理・データサイエンスの基礎 認定することがある。

2 言語

〔英語〕

単位の計算方法が講義扱いとなる授業を、8単位（演習扱いの場合は4単位）以上修得しているときは、下記授業科目の中から選択し、4単位を認定する。

- ①英語（スピーキング）－1，②英語（スピーキング）－2，
③英語（リーディング）－1，④英語（リーディング）－2，

- ⑤英語（ライティング）－１，⑥英語（ライティング）－２，
⑦英語（リスニング）－１，⑧英語（リスニング）－２，
⑨英語（S&L）－１，⑩英語（S&L）－２，
⑪英語（R&W）－１，⑫英語（R&W）－２

〔初修外国語〕

１つの外国語で、単位の計算方法が講義扱いとなる授業を、４単位（演習扱いの場合は２単位）以上修得しているときは、それぞれの外国語の初級２単位を認定する。

３ 知的理解

認定することがある。

Ⅱ 専門教育科目

認定しない。

ただし、本学部科目等履修生及び他学部学生であったときに修得した本学部専門教育科目の単位については、認定することができる。

附 則

- この規程は、平成１８年５月１３日から施行する。
- 平成１７年度以前の入学者については、改正後の大学卒業者・中退者の単位認定に関する申合せの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- この規程は、平成１９年６月１３日から施行する。
- 平成１９年度以前の入学者については、改正後の大学卒業者・中退者の単位認定に関する申合せの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- この規程は、平成２３年２月１５日から施行する。
- 平成２１年度以前の入学者については、改正後の大学卒業者・中退者の単位認定に関する申合せの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- この規程は、平成２５年４月１日から施行する。
- 平成２４年度以前の入学者については、改正後の大学卒業者・中退者の単位認定に関する申合せの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- この規程は、平成２８年４月１日から施行する。
- 平成２７年度以前の入学者については、改正後の大学卒業者・中退者の単位認定に関する申合せの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- この規程は、平成２９年４月１日から施行する。
- 平成２８年度以前の入学者については、改正後の大学卒業者・中退者の単位認定に関する申合せの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前の入学者については、改正後の大学卒業者・中退者の単位認定に関する申合せの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和元年度以前の入学者については、改正後の大学卒業者・中退者の単位認定に関する申合せの規定にかかわらず、なお従前の例による。

11. 教員名簿

●教育研究分野(大学院医歯薬学総合研究科 教授・准教授)

教育研究分野等	職名	氏名	階	内線番号
口腔形態学	教授	岡村 裕彦	旧RI棟 3階	6630
	准教授	池亀 美華	旧RI棟 3階	6631
口腔機能解剖学	教授	沢 禎彦	旧RI棟 3階	6635
	准教授	寺町 順平	旧RI棟 3階	6636
口腔生理学	教授	吉田 竜介	旧RI棟 2階	6640
	准教授	小橋 基	旧RI棟 2階	6642
口腔生化学	教授	久保田 聡	旧RI棟 3階	6645
	准教授	西田 崇	旧RI棟 3階	6646
口腔病理学	教授	長塚 仁	旧RI棟 2階	6650
	准教授	中野 敬介	旧RI棟 2階	6651
口腔微生物学	教授	大原 直也	旧RI棟 2階	6655
	准教授	苔口 進	旧RI棟 2階	6657
歯科薬理学	教授	岡元 邦彰	旧RI棟 2階	6660
生体材料学	教授	松本 卓也	融合棟 7階	6665
	准教授	岡田 正弘	融合棟 7階	6666
応用情報歯学	教授	柳 文修	旧RI棟 3階	6804
歯科保存修復学	教授	吉山 昌宏	8階	6670
	准教授	島田 康史	8階	6671

教育研究分野等	職名	氏名	階	内線番号
歯周病態学	教授	高柴正悟	中診棟 4階	6675
	准教授	山本直史	中診棟 4階	6676
インプラント再生補綴学	教授	窪木拓男	8階	6680
	准教授	前川賢治	8階	6681
咬合・有床義歯補綴学	教授	皆木省吾	中診棟 4階	6685
	准教授	原哲也	中診棟 4階	6687
歯科矯正学	教授	上岡寛	7階	6690
	准教授	川邊紀章	7階	6691
顎口腔再建外科学	教授	飯田征二	6階	6695
口腔顎顔面外科学	教授	佐々木朗	6階	6700
	准教授	伊原木聰一郎	6階	6703
歯科放射線学	教授	浅海淳一	中診棟 5階	6705
	准教授	河津俊幸	中診棟 5階	6706
予防歯科学	教授	森田学	7階	6710
	准教授	江國大輔	7階	6712
小児歯科学	教授	仲野道代	中診棟 5階	6715
	准教授	稲葉裕明	中診棟 5階	6716
歯科麻酔・特別支援歯学	教授	宮脇卓也	中診棟 5階	6720

● 歯科診療科(岡山大学病院 診療科長・部門長等)

診 療 科	職 名	氏 名	階	内線番号
歯 科 部 門 保 存 歯 科 部 門	部 門 長	吉 山 昌 宏	8 階	6670
	副 部 門 長	島 田 康 史	8 階	6671
歯 科 部 門 歯 周 科 部 門	部 門 長	高 柴 正 悟	中診棟 4階	6675
	副 部 門 長	山 本 直 史	中診棟 4階	6676
歯 科 部 門 口 腔 イ ン プ ラ ン ト 科 部 門	部 門 長	窪 木 拓 男	8 階	6680
	副 部 門 長	前 川 賢 治	8 階	6681
歯 科 部 門 補 綴 歯 科 部 門	部 門 長	皆 木 省 吾	中診棟 4階	6685
	副 部 門 長	原 哲 也	中診棟 4階	6687
矯 正 歯 科	診 療 科 長	上 岡 寛	7 階	6690
	副 診 療 科 長	川 邊 紀 章	7 階	6691
口 腔 外 科 部 門 顎 口 腔 再 建 外 科 部 門	部 門 長	飯 田 征 二	6 階	6695
	副 部 門 長	水 川 展 吉	6 階	6698
口 腔 外 科 部 門 口 腔 顎 顔 面 外 科 部 門	部 門 長	佐 々 木 朗	6 階	6700
	副 部 門 長	伊 原 木 聰 一 郎	6 階	6703
歯 科 部 門 歯 科 放 射 線 科 部 門	部 門 長	浅 海 淳 一	中診棟 5階	6705
	副 部 門 長	河 津 俊 幸	中診棟 5階	6706
歯 科 部 門 予 防 歯 科 部 門	部 門 長	森 田 学	7 階	6710
	副 部 門 長	江 國 大 輔	7 階	6712

診療科	職名	氏名	階	内線番号
小児歯科	診療科長	仲野道代	中診棟 5階	6715
	副診療科長	仲周平	中診棟 5階	6716
歯科麻酔科部門	部門長	宮脇卓也	中診棟 5階	6720
	副部門長	樋口仁	中診棟 5階	6721
歯総合歯科部門	部門長	鳥井康弘	中診棟 3階	6751
	副部門長	白井肇	中診棟 3階	6751
スペシャルニーズ 歯科センター	センター長 (教授)	江草正彦	中診棟 5階	6817
	副センター長	森貴幸	中診棟 5階	6817
医療支援歯科治療部	部長 (准教授)	曾我賢彦	中診棟 5階	6588
	副部长	山中玲子	中診棟 5階	6588
総合診断室(予診室)	室長	柳文修		6804
歯科地域医療支援室	室長	柳文修		6804

12. 顧問教員

歯 学 部 長 長 塚 仁

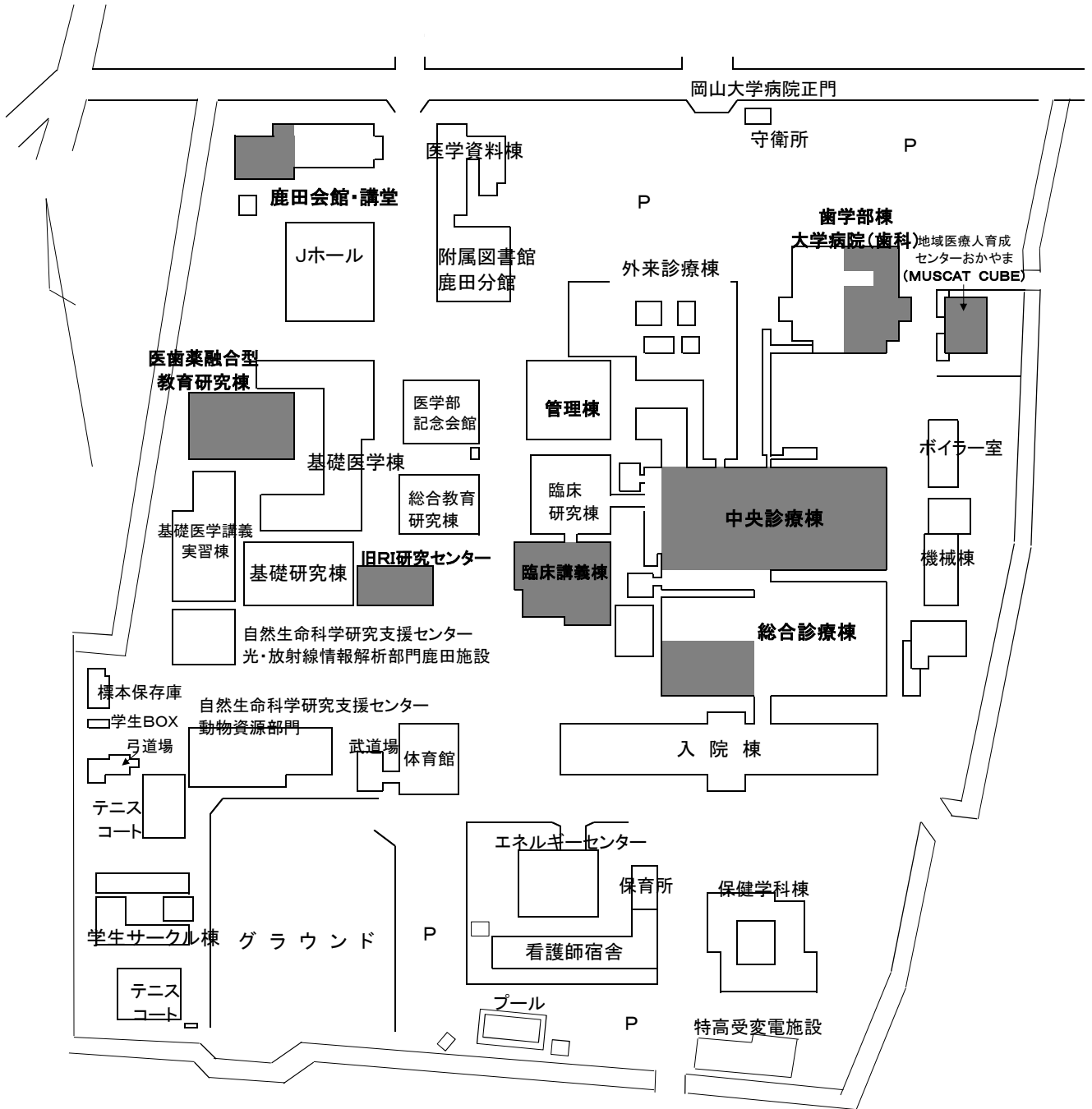
入学年度	学籍番号	氏 名	主任・副主任
2010 (H22)	1 ~ 30	長 塚 仁	
	31 ~ 60	皆 木 省 吾	
2011 (H23)	1 ~ 30	大 原 直 也	
	31 ~ 53	飯 田 征 二	
2012 (H24)	1 ~ 26	佐 々 木 朗	
	27 ~ 53	仲 野 道 代	
2013 (H25)	1 ~ 26	松 本 卓 也	
	27 ~ 53	高 柴 正 悟	
2014 (H26)	1 ~ 26	鳥 井 康 弘	
	27 ~ 48	上 岡 寛	
2015 (H27)	1 ~ 26	久 保 田 聡	
	27 ~ 53	宮 脇 卓 也	
2016 (H28)	1 ~ 26	森 田 学	6年次
	27 ~ 53	浅 海 淳 一	
2017 (H29)	1 ~ 26	長 塚 仁	5年次
	27 ~ 53	窪 木 拓 男	
2018 (H30)	1 ~ 26	飯 田 征 二	4年次
	27 ~ 53	岡 村 裕 彦	
2019 (R1)	1 ~ 26	岡 元 邦 彰	3年次
	27 ~ 53	仲 野 道 代	
2020 (R2)	1 ~ 26	沢 禎 彦	2年次
	27 ~	柳 文 修	
2021 (R3)	1 ~ 26	大 原 直 也	1年次
	27 ~	吉 田 竜 介	

※同じ入学年度を担当する顧問教員は片方の副顧問教員となる。

留学生アドバイザー

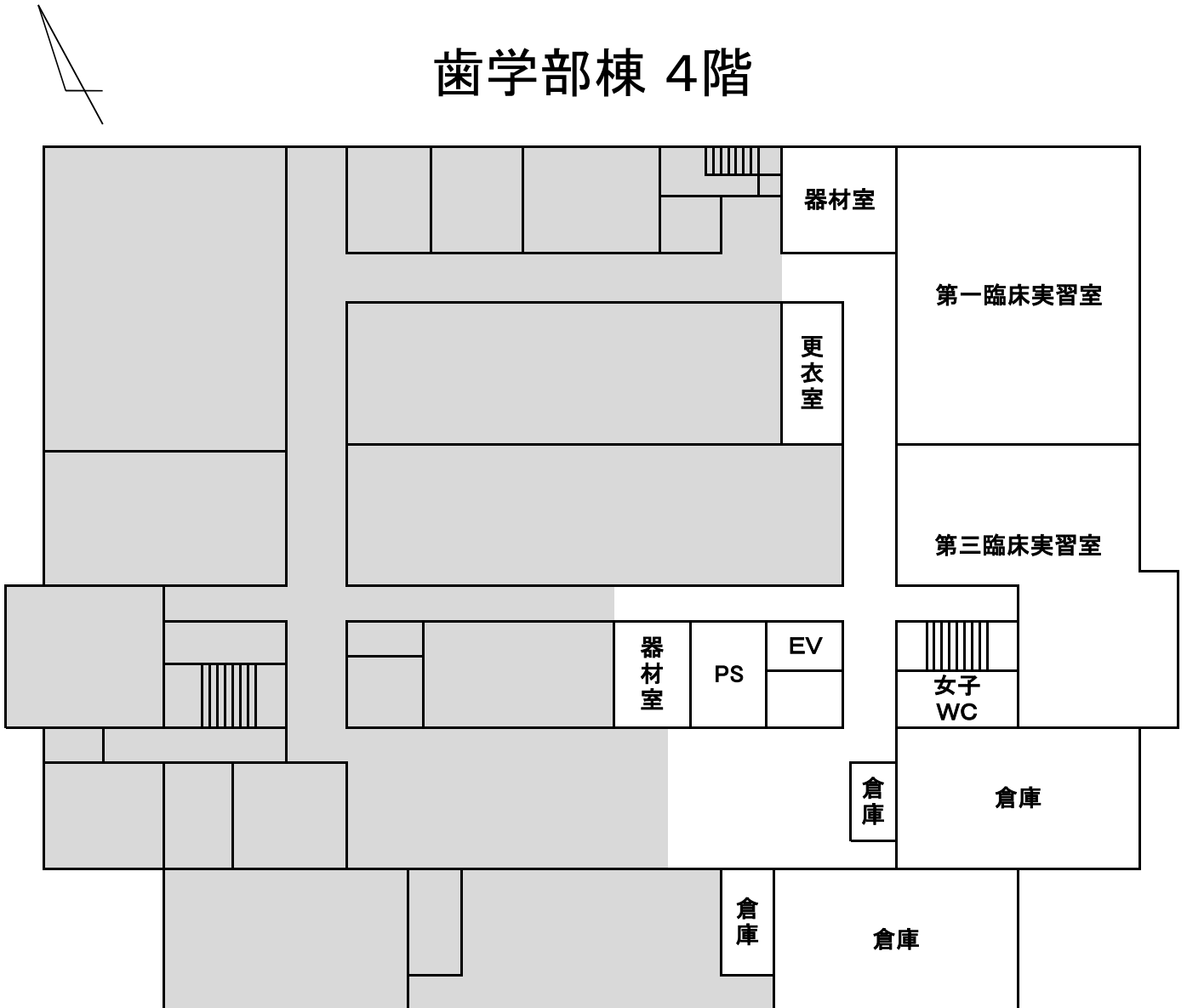
入学年度	氏 名
2021 (R3)	小 橋 基

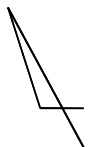
13. 鹿田地区建物配置図



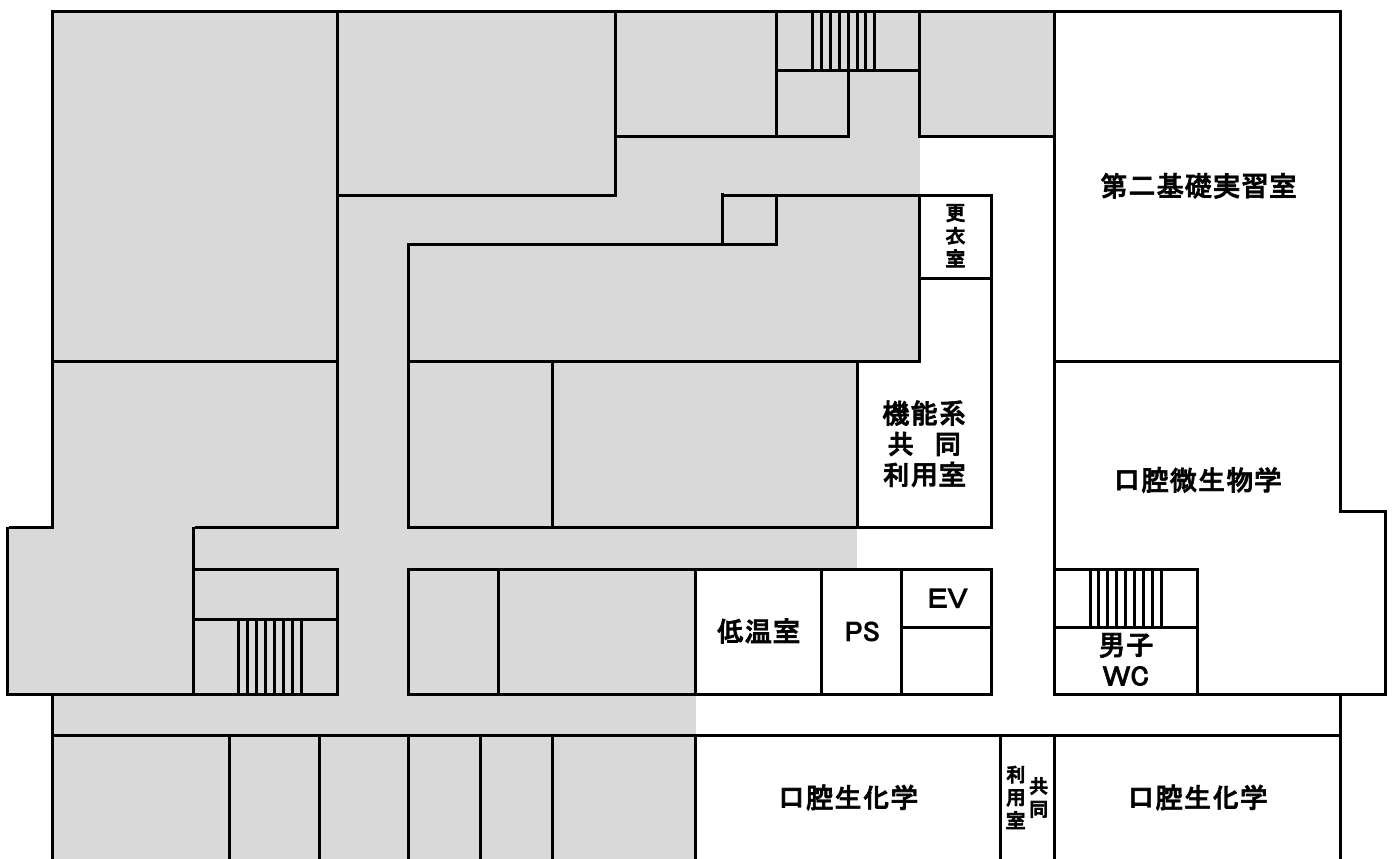
14. 講義室等平面図

歯学部棟 4階

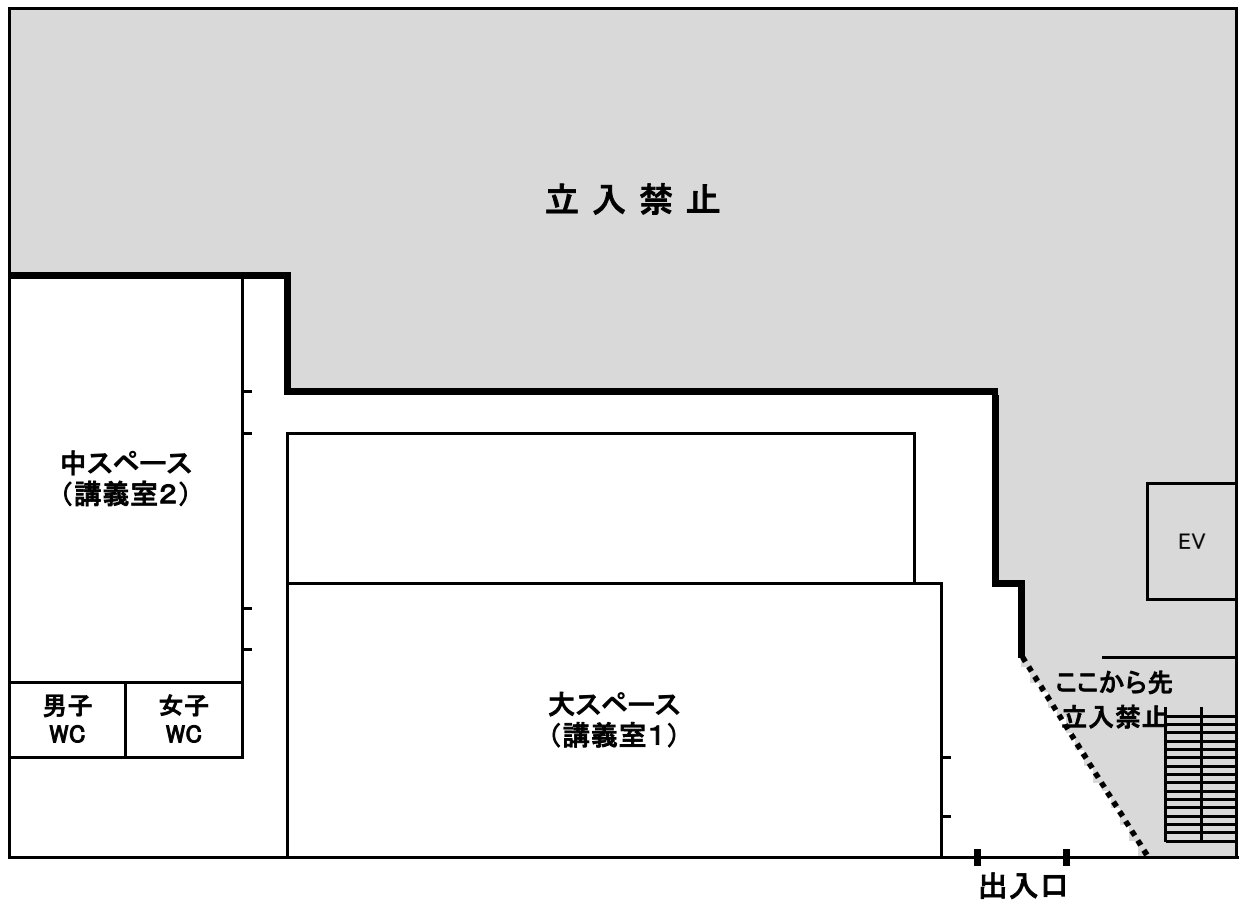




歯学部棟 5階

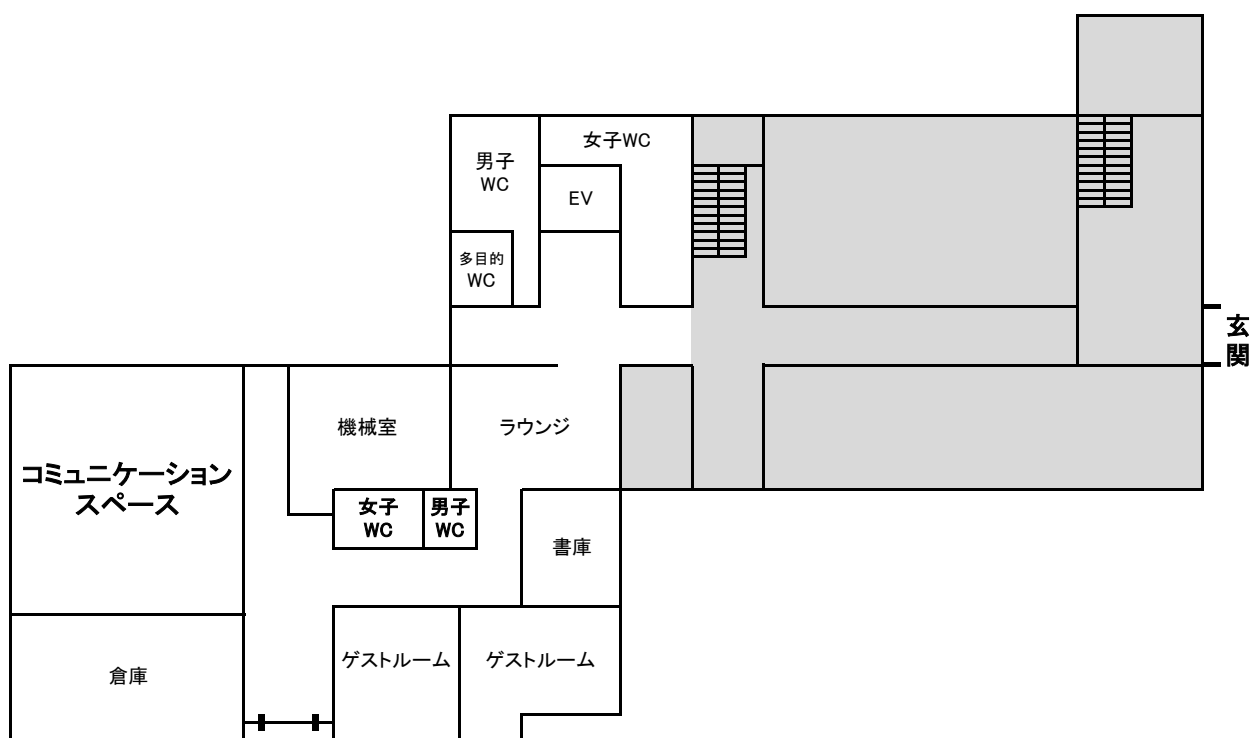


総合診療棟 地下1階



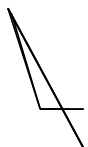
※こちら(建物外)から出入してください。

鹿田会館・講堂(旧生化学棟) 1階



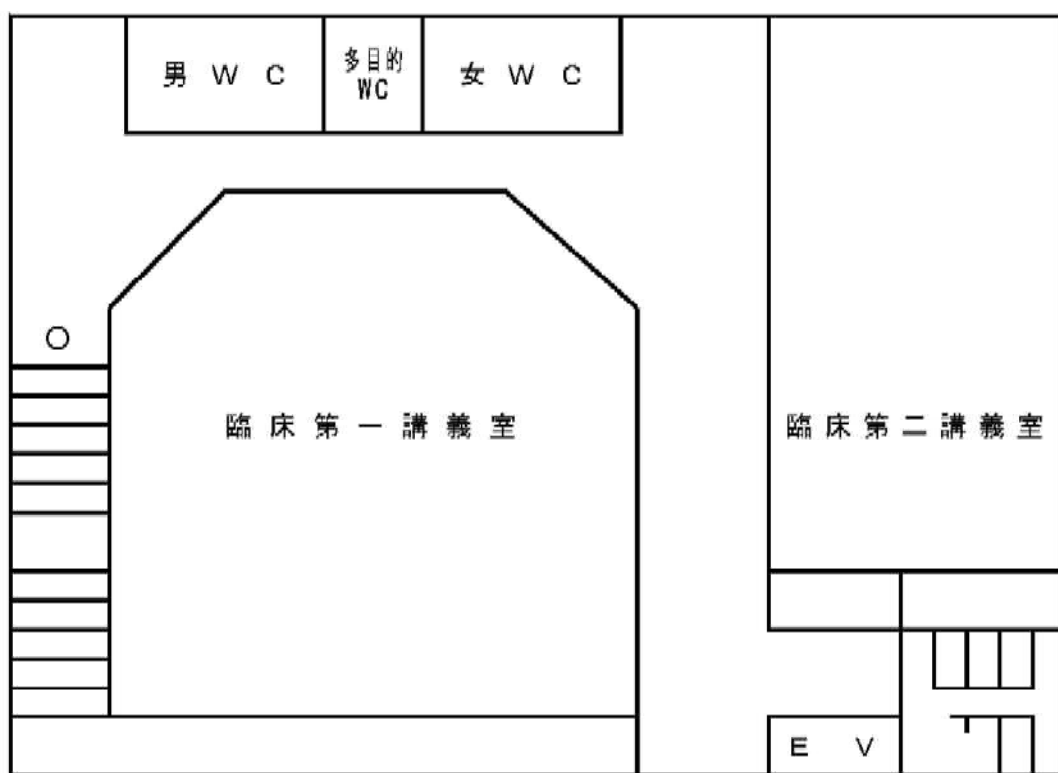
出入口

※こちらから出入してください。

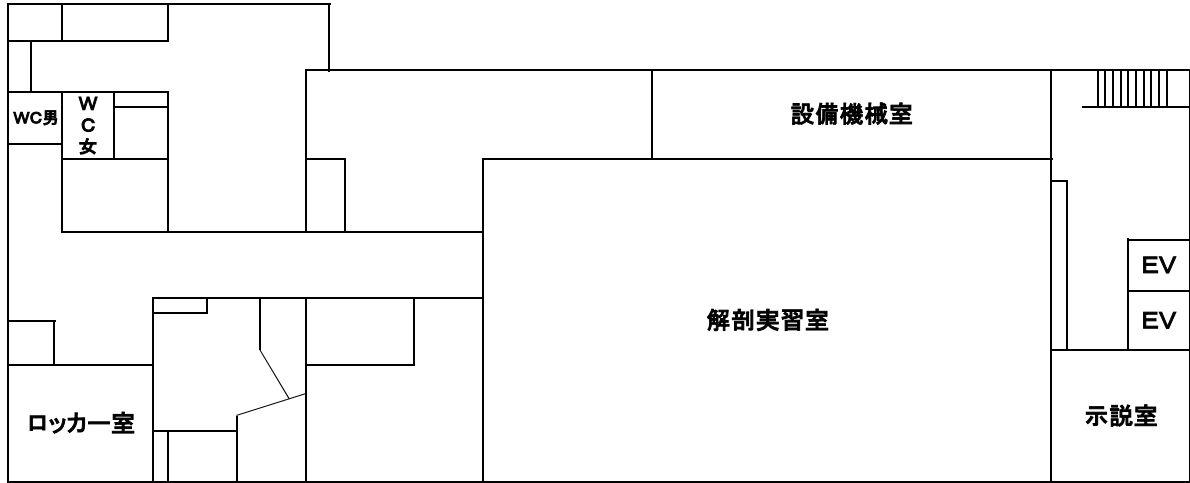


臨床講義棟 2階

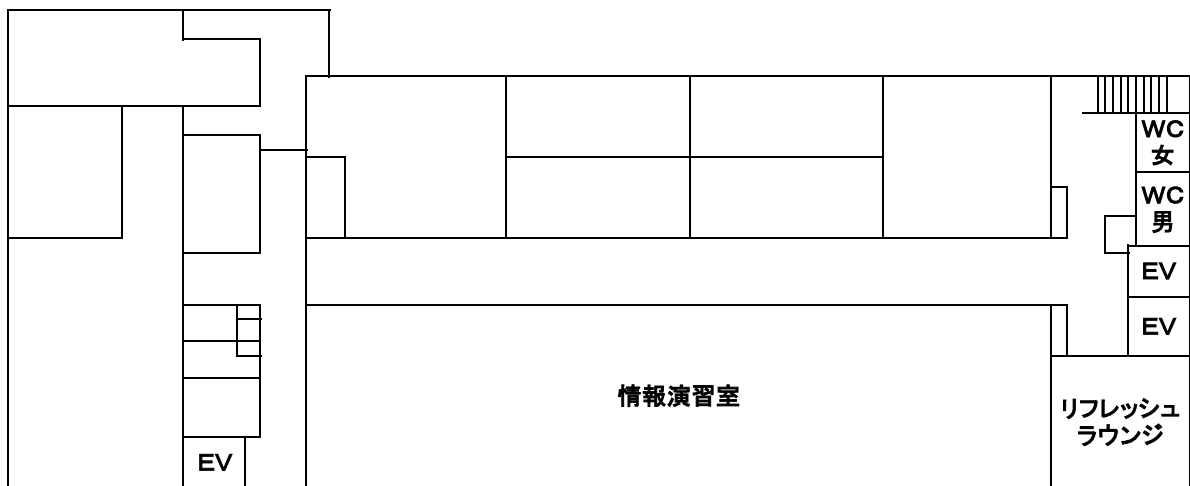
2 階



医歯薬融合型教育研究棟 1階



2階



7階

